財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年八月十日内閣府令第六十二号)

	1
(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正案
(定義) ((定義) ((定表)	

さなければならない。 業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。)である

- (略)
- 二経営者の責任
- 三 内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任
- るかどうかについての意見評価結果について、すべての重要な点において適正に表示している内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の四 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係

五 追記情報

により明示すべき利害関係 第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。)の規定六 公認会計士法第二十五条第二項(同法第十六条の二第六項及び

となった内部統制報告書の範囲について記載するものとする。2 前項第一号に掲げる内部統制監査の対象は、内部統制監査の対象

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。) である

(略)

さなければならない。

実施した内部統制監査の概要

(新設)

るかどうかについての意見評価結果について、すべての重要な点において適正に表示している内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係

四追記情報

第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。)の規定五 公認会計士法第二十五条第二項(同法第十六条の二第六項及び

により明示すべき利害関係

- | 内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲
- の作成責任は経営者にあること。

  「財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書
- は防止又は発見することができない可能性があること。四、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に

ること。	価結果を含め、全体として	五内部統制監査は、経営者	統制の評価結果に関して監	四 内部統制監査は、内部統	的な保証を得ることを求めていること。	に内部統制報告書には重要	三 財務報告に係る内部統制	して監査を実施したこと。	正妥当と認められる財務が	二内部統制監査に当たって、	الكالحي	立の立場から内部統制報告	内部統制監査を実施した			査法人の責任は、次に掲げる	4 第一項第三号に掲げる内部	は防止又は発見することが	財務報告に係る内部統制	の作成の責任は経営者にあること。	財務報告に係る内部統制	記載するものとする。	3 第一項第二号に掲げる経営者の責任は、
	全体としての内部統制報告書の表示を検討してい	経営者が決定した評価範囲、評価手続及び評	統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと。	内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部	っていること。	に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理	財務報告に係る内部統制監査の基準は公認会計士又は監査法人	'	正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠	て、公認会計士又は監査法人が一般に公		立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある	内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、独			次に掲げる事項について記載するものとする。	第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した公認会計士又は監	は防止又は発見することができない可能性があること。	財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に	<u> 8 ること。</u>	財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書		言者の責任は、次に掲げる事項について
	たこと。	四 内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得		部   三 内部統制監査において実施した監査手続の概要	示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。	理 した公認会計士又は監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表	<   財務報告に係る内部統制の監査の基準は、内部統制監査を実施		部統制の監査の基準に準拠して行われた旨	公   内部統制監査が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内		<u> </u>	四 (新設)	する。	かった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものと	ついて記載するものとする。 ただし、重要な監査手続が実施できな	≦│3 第一項第二号に定める内部統制監査の概要は、次に掲げる事項に				自		7   (新設)

六 査法人の判断によること。 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、 公認会計士又は監

七 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎

5 第一項第四号に掲げる意見は、 を与える十分かつ適切なものであること。 次の各号に掲げる意見の区分に応

じ、当該各号に定める事項を記載するものとする

| 〜三 (略)

6 説明することが適当であると判断した事項について区分して記載す 監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調すること又はその他 るものとする。 第一項第五号に掲げる事項は、 次に掲げる事項その他の内部統制 5

するときは、当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす おいて、当該記載が適正であると判断して無限定適正意見を表明 不備がある旨及びそれが是正されない理由を記載している場合に 内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な

要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その 前号の場合において、当該事業年度の末日後に、開示すべき重

三四四 (略)

なかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明を しない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければなら こと等により、第一項第四号の意見を表明するための基礎を得られ 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかった

(新設)

(新設)

じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。 項第三号に定める意見は、 次の各号に掲げる意見の区分に応

4

| 〜三 (略)

適当であると判断した事項について記載するものとする。 監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが 第一項第四号に定める事項は、 次に掲げる事項その他の内部統制

該記載が適正であると判断して無限定適正意見を表明するときは 旨及びそれが是正されない理由を記載している場合において、当 当該重要な欠陥が財務諸表監査に及ぼす影響 内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に重要な欠陥がある

是正するために実施された措置がある場合には、その内容 前号の場合において、 当該事業年度の末日後に、 重要な欠陥を

三四四 (略)

6 に定める意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書 な基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号 こと等により、第一項第三号に定める意見を表明するための合理的 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかった

## 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号)

· · · · · · · · ·	規
第一号様式	第一号様式
( ) 四个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一	【表紙】
	【提出書類】 内部統制報告書
	【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第項
	【提出先】
	【提出日】
	【会社名】(2)
	【英訳名】
	【代表者の役職氏名】(3)
	【最高財務責任者の役職氏名】(4)
	【本店の所在の場所】
	【縦覧に供する場所】(5) <u>名称</u>
	1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】(6)
	2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】(7)
	3 【評価結果に関する事項】(8)
	4 【付記事項】(9)
	5 【特記事項】(10)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
$(1) \sim (7)$ (略)	$(1) \sim (7)$ (略)
(8) 評価結果に関する事項	(8) 評価結果に関する事項
財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。	財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。
a·b (略)	a·b (略)
c 開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその <u>開示すべき</u>	c <u>重要な欠陥</u> があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその <u>重要な欠陥</u> の内容及び
重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由	それが事業年度の末日までに是正されなかった理由
d (略)	d (略)
(9) 付記事項	(9) 付記事項
a (略)	a (略)
b 事業年度の末日後に <u>開示すべき重要な不備</u> を是正するために実施された措置がある場合には、そ	b 事業年度の末日後に <u>重要な欠陥</u> を是正するために実施された措置がある場合には、その内容
の内容	事業年度の末日において、 <u>重要な欠陥</u> があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断し
事業年度の末日において、 <u>開示すべき重要な不備</u> があり、財務報告に係る内部統制が有効でな	た場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した <u>重要な欠陥</u> を是正
いと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した <u>開示す</u>	するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。
べき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。	
(10) (略)	(10) (略)

	少り、3里安は小圃をだ正りるために実施さ4元行直がある参言には、その内谷を記載すること。	1 1	<u>掲示すべき重要な不備</u> があり、財務報告に係る内部総のでは、	の内容	b 事業年度の末日後に <u>開示すべき重要な不備</u> を是正するために実施された措置がある場合には、そ	a (略)	(10) 付記事項	d ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	<u>重要な不備</u> の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由	c <u>開示すべき重要な不備</u> があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその <u>開示すべき</u>	a · b (略)	財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。	(9) 評価結果に関する事項	$(1) \sim (8)$ (略)	(記載上の注意)																	(略)	第二号様式	改 正 案
(11) (略)			した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した <u>重要な欠陥</u> を		Ъ	a (略)	(10) 付記事項	d (略)	それが事業年度の末日までに是正されなかった理由	c <u>重要な欠陥</u> があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその <u>重要な欠陥</u> の内容及び	a · b (略)	財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。	(9) 評価結果に関する事項	$(1)$ $\sim$ $(8)$ (略)	(記載上の注意)	5 【特記事項】(11)	4 【付記事項】(10)	3【評価結果に関する事項】(9)	【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する	(所在地)	【縦覧に供する場所】(6) 名称	[電話番号]	【代理人の住所又は所在地】	【代理人の氏名又は名称】(5)	【最高財務責任者の役職氏名】(4)	【代表者の役職氏名】(3)	【会社名】(2)	【提出日】 平成 年 月 日	【提出先】 関東財務局長	【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第_項	【提出書類】	表紙】	第二号様式	現 行